

神奈川県社会福祉協議会 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業実施要綱

第1 目的

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業（以下、「保育料の一部貸付」という。）は、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料を貸付けることにより、保育人材の離職防止及び確保を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

本貸付事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 用語の定義

この要綱において、「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号）第18条の4に規定するものをいう。

第4 貸付対象

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

(1) 未就学児を持つ保育士であって、神奈川県内市町村（横浜市・川崎市を除く）に所在する以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者。

(2) 神奈川県内市町村（横浜市・川崎市を除く）に所在する保育所等に雇用されている未就学児を持つ

保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者。

第5 貸付期間

貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。なお、貸付申請日以前の勤務期間については貸付期間として扱わない。

第6 貸付金額等

- 1 未就学児の保育料の半額（1,000円未満は切り捨てとする。）とし、月額27,000円を上限とする。

第7 貸付けの申込み

申込者は、保育料の一部貸付事業申請書（様式1）に次の書類を添えて、県社協の窓口に来所し、申請手続きを行うものとする。

- 1 未就学児の保育所等入所又は利用決定通知書
- 2 従事（予定を含む）先である保育所の従事証明書又は雇用通知（内定通知）
- 3 3か月以内の住民票（申込者本人及び同一生計の未就学児の記載があるもの）の写し
- 4 個人情報の取扱いについての同意書（様式12）
- 5 保育士証の写し
- 6 未就学児が複数いる場合にあっては様式1-2

第8 貸付けの決定

- 1 県社協会長は、資金の貸付申請があったときは、この審査を行い、貸付けの可否を決定し、結果を申込者に通知するものとする。
- 2 上の1により貸付決定の通知を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、収入印紙を貼付した保育料の一部貸付事業借用証書（様式3）を、印鑑登録証明書及び振込口座依頼書（様式4）とあわせて県社協会長に提出するものとする。
- 3 県社協会長は、貸付決定の通知を受けた借受者より保育料の変更の届出があったときは、この審査を行い、貸付額変更の可否を決定し、結果を借受者に通知するものとする。

第9 貸付方法等

- 1 貸付金の交付は、借受者が第7の2をもとに当該保育所等で勤務を開始したことを確認した上で、借受者が指定した銀行口座への振り込みにより行う。
- 2 県社協会長は、当該貸付決定に係る貸付金を3月分ずつ送金するものとする。
- 3 借受者の状況変化等により貸付を辞退する場合は、貸付金の交付前に県社協会長に辞退届（様式5）を提出するものとし、貸付金交付後の辞退はできないものとする。
- 4 利子は無利子とする。

第10 保証人について

- 1 貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 2 保証人は保育料の一部貸付事業の借受者と連帯して債務を負担するものとする（以下「連帯保証人」

という。)

- 3 連帯保証人は、貸付申請時に住民票(3ヶ月以内に発行のもの)を県社協会長に提出するものとする。また、貸付決定後、保育料の一部貸付事業借用証書(様式3)の提出時に印鑑登録証明書(3か月以内に発行のもの)を県社協会長に提出するものとする。
- 4 貸付を受けた後、連帯保証人を追加・変更しようとするときは、借受者は県社協会長に連帯保証人変更・追加申請書(様式13)にて変更申請を行い、承認を受けなければならない。

第11 貸付契約の解除及び貸付の休止

- 1 県社協会長は、借受者が保育料の一部貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 県社協会長は借受者が疾病その他の理由により休職したときには、当該事由の発生した日の属する月の翌月から事由が解消した日の属する月の分にあたる貸付けを休止するものとする。
- 3 借受者の子が保育所等の利用を停止又は休止するに至ったとき。
- 4 県社協会長は、借受者が貸付契約の解除を申し出た場合は、その契約を解除するものとする。

第12 返還の債務の当然免除

- 1 県社協会長は、借受者が次の(1)または(2)に該当する場合、返還の債務を免除する。
 - (1) 神奈川県内(対象となる市町村)の保育所等において保育士の業務に従事し、かつ、2年以上引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したときに返還の債務の全部又は一部。
 - (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときに返還の債務の全部又は一部。
- 2 1の(1)による免除を受ける場合は、次に定めるところにより返還免除の申請を行うものとする。
 - (1) 保育料の一部貸付事業返還免除申請書(様式7)に業務従事期間証明書(様式2)を添付し、申請するものとする。
 - (2) 法人における人事異動等により、借受者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できるものとする。
 - (3) 災害、疾病、負傷、出産、介護、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できない期間については、本要綱第15に定める手続きにより返還猶予の申請ができるものとし、これが承認された場合、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、業務従事期間には算入しないものとする。
- 3 1の(2)による免除を受ける場合は、当該事由が発生してから2月以内に保育料の一部貸付事業返還免除申請書(様式7)に、死亡の場合は死亡届(様式10)および死亡診断書、心身の故障の場合は診断書(様式14)等の書類を添えて、返還免除の申請を行うものとする。

第13 返還

- 1 借受者が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、交付さ

れた貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 借受者が神奈川県内（対象となる市町村）において第4に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 借受者が神奈川県内（対象となる市町村）において第4に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 借受者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 上記の(1)～(4)に至ったときは、借受者はすみやかに返還明細書（様式16）を県社協に提出しなければならない。
- 3 返還方法は、原則として月賦による均等払方式によるものとし、返還期間は20月を上限とする。ただし、いつでも繰上返還することができる。
- 4 借受者は、あらかじめ貸付申請時に、保育料の一部貸付事業申請書（様式1）において返還回数及び返還期間を申告するものとし、これにより申し出た返還期間が20月に満たない場合は、借受者が申し出た返還期間の最終月末日を返還期限とする。
- 5 借受者が貸付を受けた保育料の一部資金を返還しなければならなくなった場合は、原則として、返還対象となる事由が生じた日の属する月の翌月から返還を開始するものとする。
- 6 返還を履行する場合は、原則として、県社協会長が指定する口座に振り込むこととする。

第14 返還の債務の履行の猶予

- 1 借受者は次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 神奈川県内（対象となる市町村）の保育所等において、保育士の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、出産、介護、その他やむを得ない事由があるとき。ただし、上記の事由により猶予を認める場合は、復職または再就業する意思がある場合に限ることとし、復職又は再就業までの期間が予測できない場合は、猶予を認めないものとする。
- 2 猶予の申請について
- (1) 上の1の(1)により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、就業（業務に従事）した日から1月以内に、保育料の一部資金貸付事業返還猶予申請書（様式6）に業務従事届（様式15）を添えて県社協会長に提出しなければならない。
 - (2) 上の1の(2)により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる次に掲げる書類を、保育料の一部資金貸付事業返還猶予申請書（様式6）に添えて提出しなければならない。
 - ア 災害については罹災証明書
 - イ 疾病、負傷については医師による診断書（様式14）
 - ウ 出産・育児については母子手帳の写し等
 - エ 介護については介護保険証の写し等
 - オ その他、やむを得ない事由がわかる書類

第15 債務の返還の裁量免除

- 1 県社協会長は、借受者が次の(1)から(3)のいずれかに該当するに至ったときは、既に返還を受けた金額を除き、債務を免除できるものとする。

(1) 借受者が保育所等における保育士の業務に引き続き1年以上2年未満（在職期間が通算360日以上720日未満であり、かつ、業務に従事した期間が180日以上360日未満）従事した場合、返還の債務の一部（返還の債務×従事月数/24）を返還の債務の免除額とする。

ただし、定められた期間、業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者等については適用しない。

(2) 借受者ならびに連帯保証人が死亡、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき、返還の債務の額の全部又は一部。

ただし、借受者、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に裁量免除を適用することとする。

(3) 借受者ならびに連帯保証人が長期間所在不明となっており、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき、返還の債務の額の全部又は一部。

ただし、当該免除を行う場合は、県又は相模原市の承認を得ることとする。

2 借受者等が上の1の(1)または(2)による裁量免除を申し出る場合は、それぞれ次により手続きを行うものとする。

(1) 上の1の(1)により裁量免除を申し出る場合は、保育料の一部貸付事業返還免除申請書（様式7）に業務従事期間証明書（様式2）を添付し、申請するものとする。

(2) 上の1の(2)により裁量免除を申し出る場合は、当該事由が発生してから2月以内に、保育料の一部貸付事業返還免除申請書（様式7）および死亡の場合は死亡届（様式10）及び死亡診断書又は戸籍の除票等、心身の故障の場合は診断書（様式14）等と、借受者、相続人及び連帯保証人が返済困難であることを証明する書類等を添えて提出する。

3 複数の保育所等に従事した場合は、それぞれにおける業務従事期間について業務従事期間証明書（様式2）を提出しなければならない。なお、転職のために従事できなかった期間がある場合、返還免除対象期間には参入しないものとするが、2月以内までは引き続き返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

第16 延滞利子

借受者が正当な理由なく、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和2年3月31日以前の期間の返還すべき額にかかる延滞利子の計算については、なお従前の例によることとする。

但し、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等、これを徴収するに要する費用に満たない少額なもの認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第17 借受者等の責務

1 各種届け出の提出

借受者は次の場合に必要書類の提出をもって県社協会長に届け出なければならない。

(1) 返還猶予期間中の業務従事先及び従事業務等の変更及び従事先を休職・退職したときは、業務従事

先等に係る変更届（様式8）により届け出るものとする。

- (2) 借受者・連帯保証人の住所・氏名等の変更があったときは、住所・氏名等変更届（様式9）により届け出るものとする。
- (3) 連帯保証人・借受者が死亡したときは、死亡届（様式10）により届け出るものとする。
- (4) 保育料変更確認があったときは、保育料負担額の変更届（様式17）により届け出るものとする。

2 県社協会長への報告

返還猶予期間中等の借受者に対する状況確認は毎年実施するものとし、借受者がこの調査を受けた場合は、速やかに県社協会長に状況報告を行うものとする（様式11）。

第18 保存すべき書類

県社協会長は、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 保育料の一部貸付事業申請書
- (2) 保育料の一部貸付事業返還猶予申請書
- (3) 保育料の一部資金貸付事業返還免除申請書
- (4) 各種変更届・申請書
- (5) 貸付決定（不承認）通知書(写)
- (6) 保育料の一部貸付事業借用証書
- (7) 貸付台帳（各種システム帳票を含む）
- (8) 貸付金返還猶予承認（不承認）通知書(写)
- (9) 貸付金返還免除承認（不承認）通知書(写)
- (10) 収支予算書、収支補正予算書、決算報告書
- (11) 事業計画書、事業報告書
- (12) 経理状況報告書
- (13) 貸付金返還金受払簿(写)
- (14) 返還免除状況表

第19 会計経理

- 1 県社協会長は、この事業に関する会計処理にあたっては、経理内容が明確になるようにしなければならない。その際、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。
- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する当該事業の会計区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点において県社協が保有する補助金の残額及びその年度以降毎年度その年度において返還された貸付金に相当する金額を県又は相模原市に返還するものとする。

第20 県及び相模原市への報告等

- 1 県社協会長は、この事業の実施に当たり、毎年度、貸付見込件数、貸付見込額、返還見込額等を記載した保育士修学資金貸付等事業計画書（第1号様式）を作成し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について、県及び相模原市の承認を得なければならない。

- 2 県社協会長は、毎年度 10 月に、前年度 10 月から 3 月までの貸付実績と、当該年度 4 月から 9 月までの貸付実績について、県及び相模原市に報告しなければならない。
- 3 県社協会長は、毎年度終了後、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載した保育士修学資金貸付等事業実績報告書(第 2 号様式)を作成し、県及び相模原市に報告しなければならない。

第 2 1 その他

この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については県社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 2 3 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 8 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 9 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。